

香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月4日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第30号

香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部を改正する規則

香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則（昭和40年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(母子福祉資金の貸付けの申請) 第4条 略</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 略</p> <p>ア～エ 略 オ <u>令第3条第7号に規定する者に該当する場合</u> <u>申請の日の属する月の前月の収入を証明する書類</u></p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>(父子福祉資金の貸付けの申請) 第17条の2 略</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 略</p> <p>ア～エ 略 オ <u>令第31条第7号に規定する者に該当する場合</u> <u>申請の日の属する月の前月の収入を証明する書類</u></p> <p>(9)～(12) 略</p>	<p>(母子福祉資金の貸付けの申請) 第4条 法第13条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 令第7条第8号に規定する母子生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 ア～エ 略</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>(父子福祉資金の貸付けの申請) 第17条の2 法第31条の6第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、父子福祉資金貸付申請書（第16号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 令第31条の5第8号に規定する父子生活資金の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 ア～エ 略</p> <p>(9)～(12) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。